

「令和6年能登半島地震」義援金申受要領

1. 義援金募金額 1口1万円以上でお願いします。

2. 申し受け要領

(1) 義援金をご応諾いただく場合は、別紙「令和6年能登半島地震義援金 振込連絡票」に必要事項をご記入のうえ、2月21日(水)までに、FAXまたはメールにてご連絡ください。

(2) ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として2月21日(水)までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いいたします。

※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いいたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきますこと、ご了承ください。

(3) 本義援金は当所で取りまとめ、日本商工会議所を通じて復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要な費用として活用させていただく予定です。

(4) 寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い
所得控除はありません。

②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い
一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕

計算例

期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5＋1,500万円×100分の2.5〕×4分の1
＝〔10万円〕

※国または地方公共団体に対する寄附金については、個人において一定の金額の所得控除が可能なほか、法人において全額の損金算入が可能です。一定の金額の所得控除や全額の損金算入を希望される場合は、国または地方公共団体（区市町村）への募金をご検討いただけますと幸いです。

(5) 領収書は、義援金のお振込みを確認した後、郵送いたします。

3. 振込先口座

- 山口銀行 富田支店 普通預金 5110115
- 西京銀行 富田支店 普通預金 2114585
- 東山口信用金庫 富田支店 普通預金 0247700

口座名義：の と はんとうじしんぎえんきん 能登半島地震義援金 しんなんようしょうこうかいぎしょ 新南陽商工会議所 かいとう 会頭 あかさかのりやす 赤坂徳靖

※義援金受付でのみ利用する口座になりますので、会費等のご入金にはご利用いただけません。